

職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 総務局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	49	男性	停職3月

(2) 事故の概要

事故者は、令和5年6月23日、都内飲食店で開催された懇親会において、職員の手首を捻り上げるという暴行を行った。

また、別の職員に対して、顔を叩こうとする暴行を行ったほか、脅迫する内容のメールを送信した。

2 保健医療局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	35	男性	停職1月

(2) 事故の概要

事故者は、令和5年4月23日、駅構内の上りエスカレーターにおいて、スマートフォンを使用して、女性に盗撮行為を行った。

3 港湾局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	54	男性	停職10日

(2) 事故の概要

事故者は、令和6年4月12日、帰宅途中、駅のホームにおいて、乗客の顔面を殴り、傷害を負わせた。

4 中央卸売市場職員の欠勤事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	45	男性	停職7日

イ 管理監督者

中央卸売市場 副参事 口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、令和4年8月24日から令和5年4月28日までの間に、無届欠勤3日を行った。

なお、事故者は、過去にも欠勤により懲戒処分を受けている。

5 保健医療局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	51	男性	減給1/5・1月

(2) 事故の概要

事故者は、令和6年1月7日、自宅で配偶者の頭部を殴るという暴行を行った。
なお、事故者は、過去にも傷害により懲戒処分を受けている。

6 福祉局職員の欠勤事故に対する管理監督責任

(1) 事故の概要

事故者は、令和4年8月8日から令和5年2月17日までの間に、無届欠勤15日を行った。

事故者は既に都を退職しており、退職後は地方公務員法が適用されないため処分を行うことはできないが、事故当時、事故者を管理監督すべき立場にあった職員等について処分等を行う。

(2) 管理監督者等の処分等

生活文化スポーツ局	副参事	戒告
福祉局	主事	口頭注意

7 発令年月日

令和6年11月29日

問合せ先
総務局人事部人事課（サービス班）
電話 03 - 5388 - 2376(直通)